

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当すると
して、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、ダムの工事現場で型枠解体中に左肩に痛みを感じ、医療
機関に受診することなく就労していたところ、痺れ等が出現し腕が上がらなくなり、〇〇
整形外科を受診し、「左肩捻挫」と診断され通院加療していた。その後、〇〇大学病院で「左
肩腱板損傷」と診断されたため、〇〇病院に転院し「腱板縫合術」「関節形成術、授動術」、
〇〇リハビリ病院で「肩甲上神経剥離術」と約 4 年の間に 3 度の手術を行い、リハビリ治
療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたとこ
ろ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定
める障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するとして、同等級に应ずる障
害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

腕や肩も前ほど上がらず、肩や肩甲骨の痛み、しびれ、肩こりがひどい。痛み止めや眠
剤を使用しているが、寝ても 3、4 時間のうちに痛みで目が覚める状態であるため、上位の
等級を求めるとしている。

3 原処分庁の意見

請求人に残存する障害の状態は、左肩関節の可動域制限が健側に比し 1/2 以下に制限され
ているため、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第
10 級の 9）に該当するものと認められる。なお、左肩に常時痛みがあり、上腕から指先に
かけてしびれがあるが、左肩の負傷による可動域制限と通常派生する関係にあると認めら
れる。

このため、請求人に残存する障害の程度は障害等級第 10 級の 9 に該当すると判断したも
のである。

4 審査官の判断

(1) 請求人に残存する障害

ア 左肩関節の運動障害については、患側の可動域がいずれも健側の 1/2 以下に制限されて
いるので、「1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第 10
級の 9）に該当する。

イ 左肩から肩甲骨にかけての疼痛および左肩から手掌及び手指の第 2 指から第 4 指までの
痺れについては、反射性交感神経性ジストロフィー（RSD）の判断要件である慢性期の
主要な 3 症状（関節拘縮、骨の萎縮、皮膚の変化）が相当程度に認められるため、「RSD」
あるいは RSD の 1 型とされる「肩手症候群」による疼痛及び痺れの神経症状が残存して

いると判断される。疼痛の程度は、心理的要因等を除いても「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」（障害等級第9級の7の2）程度と判断され、痺れの程度は、肩から指先までと範囲が広いことから障害等級第14級の9に該当するが、いずれも神経系統の障害であり、同一の系列にあるものとして取り扱われるため、上位等級である障害等級第9級の7の2と認定される。

(2) 結論

請求人には、左肩の運動障害（障害等級第10級の9）である機能障害と同部に疼痛（障害等級第9級の7の2）を残したが、「機能障害」と「疼痛」は、通常派生する関係にあるため、労働者災害補償保険法施行規則第14条第2項に基づき、いずれか上位の等級をもって当該障害の等級とすることから、障害等級第9級の7の2と認定するのが妥当と判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害等級第10級に応ずる障害補償給付を支給するとした旨の処分は、取り消されるべきである。